

報道関係者各位

2015年11月12日

重光宏之

株式会社ロッテホールディングス代表取締役社長及びロッテグループ4社
に対する訴訟提起に関するお知らせ

ロッテグループにおける一連の経営上の問題において、お客様、お取引先、従業員の皆様とご家族、ロッテグループを支えて下さっている皆様にご心配をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

本日、重光宏之は、株式会社ロッテホールディングス（以下、ロッテHD社）の代表取締役社長 佃孝之氏、並びに株式会社ロッテ、ロッテ商事株式会社、ロッテ物産株式会社及びロッテ不動産株式会社（以下、ロッテグループ4社）に対し損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 訴訟に至った経緯

ロッテグループは、創業者である重光武雄の下、菓子メーカーからスタートし、日韓両国を中心にお客様やお取引先の皆様にご愛顧いただき、発展いたしました。

重光武雄の長男である重光宏之も、30年近くにわたりお客様、お取引先、従業員の皆様と共にロッテグループの発展に尽くしてまいりました。

そのような中、突如として重光宏之に対する一連のロッテグループ26社の取締役解任が行われました。本解任に至る経緯を調査した結果、ロッテHD社代表取締役社長 佃孝之が当時ロッテHD社代表取締役会長であった重光武雄に対し、重光宏之に関する虚偽又は著しく誇張された説明を行ったことが明らかになりました。

企業規模が拡大し、事業の透明性が求められるロッテグループにおいて、こうした著しく不当な方法による取締役解任という看過できない問題があったため、本訴訟を提訴いたしました。

また、創業者である重光武雄も、本人の意思によらず、ロッテHD社の代表取締役の地位を解かれ、名誉会長に棚上げされました。これらの行為は、ロッテグループのこれまでの発展の礎を蔑ろにする行為であり、重光武雄及び重光宏之とともに承服しかねるものです。

今回の訴訟提起は、日韓両国において愛されてきたロッテグループをあるべき姿に戻していくための第一歩であります。今後、事態の早期収拾に向けて、創業者である重光武雄とともに全力で取り組んでまいります。

2. ロッテ HD 社代表取締役社長 佃孝之に対する損害賠償請求

(1) 訴訟当事者

原告：重光宏之

被告：佃孝之

(2) 訴訟内容

民法 709 条（不法行為）に基づく損害賠償請求

3. ロッテグループ 4 社に対する損害賠償請求

(1) 訴訟当事者

原告：重光宏之

被告：(株)ロッテ、ロッテ商事(株)、ロッテ物産(株)、ロッテ不動産(株)

(2) 訴訟内容

会社法 339 条 2 項に基づく損害賠償請求

以上